

令和4年10月28日（金）13時45分～

交通政策審議会 海事分科会 第153回船員部会

【伊藤労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより交通政策審議会海事分科会第153回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からウェブ会議による開催とさせていただきます。

まず、ウェブ会議の操作方法についてご案内申し上げます。

委員の皆様におかれましては、カメラ・マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ・マイクをONに、発言が終わりましたらカメラ・マイクは再びOFFに戻していただきますようお願い申し上げます。

ご発言時以外にカメラ・マイクがONの方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れたりするおそれがございます。発言終了時にはカメラ・マイクを必ずOFFに戻していただきますようお願い申し上げます。

また、傍聴の皆様におかれましては、円滑な会議運営のため、常にカメラ・マイクOFF（マークにスラッシュ入った状態）で傍聴をお願い申し上げます。

そのほかご不明な点、映像・音声に乱れなどございましたら、あらかじめお伝えしております事務局の緊急連絡先までご連絡ください。

議事に入ります前に、臨時委員の交代がございましたので、ここでご紹介させていただきます。

10月から新たに使用者委員として、一般社団法人大日本水産会 木上参与が就任されております。木上委員、カメラ・マイクをONにさせていただきます、一言ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【木上臨時委員】 前任の本会常務、長岡から交代で、委員を拝命しました大日本水産会の参与の木上です。

略歴を簡単に申し上げますと、1984年に大洋漁業、現在のマルハニチロですけれども、入社しまして、冷凍運搬船や北洋のすりみ母船の三等航海士を2年ほど務めまして、

1986年に陸上職員でトロール漁船の運航管理業務に19年携わりました。2005年に大日本水産会に転籍しまして、これまで漁業の担い手確保の事業などを中心に担当してまいりました。

今年には知床丸の事故などもありまして、漁船の安全管理についても注意を払いつつ、皆様のご指導をいただくことによりまして漁船の事故減少に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【伊藤労働環境技術活用推進官】 木上委員、ありがとうございました。

また、事務局を務めさせていただいております海事局に人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

五十嵐大臣官房審議官です。

【五十嵐船員政策課審議官】 大臣官房審議官の五十嵐でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【伊藤労働環境技術活用推進官】 本日は、委員及び臨時委員総員18名中13名のご出席をいただいております。交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましてはウェブ会議でございますので、事前にお配りした資料をご覧ください。

それでは、議事に入りたいと思っております。野川部会長、以後、司会進行をよろしく願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速議事を進めてまいりたいと存じます。

まず、議題1の報告事項である「令和4年度（第66回）船員労働安全衛生月間の実施概要について」、まず、事務局よりご説明をお願いいたします。

【前田労働環境対策室長】 船員政策課労働環境対策室長の前田でございます。

私よりご説明申し上げます。資料1をご覧ください。

船員労働安全衛生月間は、例年9月、1か月間、関係者が一丸となりまして取り組んでおります船員災害防止活動でございます。昨年度は緊急事態宣言期間中でありましたが、昨年度と比較いたしまして、今年度は数多くの活動に取り組むことができました。

2、各地域における活動の主な活動の実績を記載しております。まず、船員災害防止大会でございますけれども、昨年度は1か所だけでございましたけれども、今年度は10か所にて開催がございました。さらに、講演会、講習会等は昨年度は6か所ございました。

けれども、今年度は20か所で開催されました。また、船員無料健康相談は昨年度は45か所、229人でございましたけれども、今年度は57か所で270人がご相談に訪れました。また、訪船指導は昨年度は97か所、529隻でございましたけれども、今年度は169か所、826隻、訪船指導が実施されました。

次のページに主な取組の様子の写真と過去5年の実績の推移をグラフでお示ししております。ご参考までにご覧いただければと思います。関係者の皆様方には、感染対策を講じながら各種活動にご協力、ご尽力を賜りました。この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

説明は以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました「令和4年度（第66回）船員労働安全衛生月間について」に関しまして、ご質問等あればお願いいたします。

今回もウェブ会議でございますので、委員の皆様が同時に話し出してしまうことを避けるため、発言は私の指名の上で行っていただきます。発言を希望される時はカメラ・マイクをONにして「部会長」と発言いただき、私より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。発言の際には、該当する資料のページ、記載がある箇所などを必ず述べた上で発言をお願いいたします。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【友田臨時委員】 質問ではなく、資料1の2ページ目の訪船指導の部分でコメントをさせていただきます。

訪船指導は、事故災害防止に最も有効な手段と私どもは考えております。

一方で、現在も新型コロナウイルス感染予防対策を実施している状況がございまして、我々のほうも船舶管理会社の本船担当者という、非常に限られた関係者に限定し、ワクチン接種と陰性証明を持参することで訪船対応をしております。本来は、経営者、それから一般職員も含め、一丸となって船舶の安全運航を支援し、また船員の労働環境の確認をするということで訪船を促進しておりますが、なかなかままならないという状況の下、訪船指導を並行して実施いただくことは非常に有効だと思います。

この活動が成果を生み、事故トラブルが減少することを期待しております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ただいまのはご意見として、コメントとして伺っておきたいと存じます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、特にないようでしたら、次の議題に移りたいと存じます。

続きまして、議題2の審議事項でございます「船員に関する特定最低賃（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」、専門部会での調査・審議の結果につき、事務局よりご説明をいただいた上で審議をすることとしたいと存じます。

それでは、事務局からお願いいたします。

【前田労働環境対策室長】 船員政策課労働環境対策室長の前田でございます。私よりご説明申し上げます。

資料2-2をご覧ください。全国内航鋼船運航業及び海上旅客運送業につきましては、本年7月20日に諮問をいたしました。

まず、全国内航鋼船運航業でございますけれども、9月2日に第1回目の最低賃金専門部会を開催、審議を行いましたけれども、労使合意が得られず、10月4日に第2回目の専門部会を開催、審議を行いました。

職員及び部員それぞれ1,000円アップで労使合意がなされました。職員は25万750円を25万1,750円に、ただし書の職員は23万4,300円を23万5,300円に、部員は19万2,150円を19万3,150円に、ただし書の部員は18万2,850円を18万3,850円にそれぞれ改正することが適当であるという結論に至りました。

続きまして、海上旅客運送業でございますけれども、9月2日に第1回目の最低賃金専門部会を開催、審議を行いました。労使合意が得られず、10月6日に第2回目の専門部会を開催、審議を行い、職員、事務部職員及び部員それぞれ1,000円アップで労使合意がなされました。職員は24万7,350円を24万8,350円に、事務部職員は19万3,250円を19万4,250円に、部員は18万5,900円を18万6,900円にそれぞれ改正することが適当であるという結論に至りました。

それぞれの最低賃金専門部会におきましてご審議いただきました委員及び臨時委員は、次のページの名簿のとおりでございます。

最低賃金専門部会で結論いただきました改正の案につきましては、資料2のとおりでございます。

なお、全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会におきまして、資料2の1に要望事項とし

て記載しておりますが、労働者側委員より、航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、機関長の賃金については、その職責を考慮して、最低賃金を上回るよう、引き続き行政指導されたいとの要望がございましたので、要望事項として付記してございます。

本日、ご審議の結果、ご承認いただいた場合でございますけれども、この最低賃金の適用の時期につきましては、昨年ベースのスケジュール感で申し上げますと、昨年度は10月22日の船員部会後、答申手続及び最低賃金法上の所要の手続を経まして、年明け、2月19日に効力発生となりましたので、本年に照らしてみますと、本日は10月28日でございますので、年明け、来年2月下旬頃になろうかと思えます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

発言は先ほどと同様、私の指名の上で行います。では、本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。お願いいたします。

よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

特にないようですので、船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正については、資料2の案のとおり結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

なお、私から一言申し上げますと、今回、報告されました2つの最低賃金の専門部会につきましては、通常、公益委員から何らかのご提案を労働者側、船主側、両方にいたしまして、それによって合意をいただくというような慣行がずっと続いてまいりましたが、今回につきましては、この両部会とも労使の非常に主体的な合意によって決定されたという事実がございます。

私はこれは大変有益であり、また、今後の1つのモデルとなるというように認識しております。労使の委員の皆様には、このような結果を導いていただいたことにつき、私から重ねて感謝を申し上げたいと存じます。

それでは、次の議題に移ります。議題3の審議事項である「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はウェブ会議からご退出をお願いいたします。非公開での審議となりますので、関係者以外の方全員がウェブ会議から退出しないと

議事が始められないため、ウェブ会議からのスムーズな退出にご協力をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日、意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、事務局よりお願いいたします。

【伊藤労働環境技術活用推進官】 事務局でございます。次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めて委員の皆様にご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第153回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には会議にご出席賜り、ありがとうございました。

— 了 —